

開催年月日 令和3年9月29日(水)
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 議員
 答弁者 知 事 鈴木 直道

質問内容	答弁内容
<p>三 看護学生の支援について</p> <p>(一) 地域医療への貢献について</p> <p>看護師養成に係る修学資金貸付制度は、とりわけ町村部の看護師不足への対処と経済的な理由に対する支援策として、返済免除も含めた重要な制度であると認識していましたが、必ずしもそうではないことも明らかになりました。</p> <p>看護師養成機関は、ほとんどが地域にあり、町村部の学生が都市部の看護師養成機関に入学した場合、学費の他に、家賃や生活費が必要となります。</p> <p>そのため、経済的困窮世帯の学生は、道の修学資金貸付制度の他に、都市部の医療機関からも、奨学金の支援を受けることを望みますが、その場合、一定の期間、支援を受けた医療機関に勤務することが求められます。その後、生まれ育った地元の医療機関で、看護師として活動したとしても、条例上、道に返還を求められることとなります。</p> <p>今年度から返済免除になる条件を変更したことにより、札幌市、旭川市、函館市が除外されたことになり、この地域の医療機関と道双方から支援を受けることが出来なくなりました。</p> <p>三次医療圏の道南においては、ハラスメント問題が発覚した道立江差高等看護学院、さらに函館に4機関がありますが、ほとんどの学生が函館市の養成機関に修学します。函館市も看護師が不足しており、民間病院では看護師確保のために、高校に出向き、自らの病院の修学金制度を説明し、経済的困窮世帯の生徒に進学の機会を提供しています。</p> <p>その生徒が看護師資格を取得した後、一定の期間支援してくれた病院で勤務した後、父母や祖父母の住んでいる地域に戻り、医療機関や訪問看護ステーションなどで活動したいと思ってもこの制度の壁により、町村の看護師不足は解消に向かいません。このことを知事はどのように受け止めるのでしょうか。お伺いします。</p> <p>(二) 条例の見直しについて</p> <p>今話したように、道の修学資金条例は、それを利用し、家族の住む町村で医療活動をしようとする若い方々に必ずしも寄り添ってはならず、柔軟性を欠いたものとなっています。条例制定に同意した私たちにも共同責任があることを思い知らされ、忸怩たる思いです。</p> <p>ともすれば、理事者の提案している条例案が、関係機関の意見聴取や有識者会議を経ているとか、パブリックコメントを行っているからと、信用しきっていることを反省しなければなりません。この条例はまさしく、経済的困窮世帯の生徒を支援するとともに、町村部への看護師誘導を目的としています。</p> <p>生徒の置かれている個別の環境は様々です。それら柔軟に対処できるよう、条例に但し書きを加えるなど、見直す考えはないかをお伺いをいたします。</p> <p>看護師養成支援につきましては、理解いただきました。どうせ見直すのであれば、早い見直しが学生のためにもなりますし、今後の学生の希望となるでしょうから、早急な対応をお願いしたいと思います。</p>	<p>【知事】</p> <p>看護職員養成修学資金貸付制度の見直しについてであります。道では、今年度、看護職員の確保が困難な町村部の医療機関等への就業が促進されるよう、医師会や看護教育施設協議会などの関係者の皆様に構成する看護対策小委員会のご意見も伺いながら制度の見直しを行ったところであります。</p> <p>看護職員のキャリア形成は多様である中、このたびの見直しについては、看護職員を巡る本道の情勢を踏まえ、喫緊の課題である都市部への偏在の解消を図る上で必要な措置であったと考えております。</p> <p>【知事】</p> <p>制度の見直しについてであります。地域での看護を志す学生の皆さんが、経済的な不安なく修学できるよう、修学資金の月額を増額するとともに、看護職員の需給推計も踏まえ、地域偏在の解消と、今後の在宅・介護分野での人材確保にも資するよう必要な見直しを行ったところであります。</p> <p>今回の見直しに際しては、看護職員養成施設への周知期間が十分ではなかったとのご意見も頂いているところであり、道としては、今後とも、保健・医療・福祉分野の有識者の方々をはじめ、看護職員の養成に携わる幅広い関係者の皆様の声を伺いながら、看護職員の確保のあり方などについて、不断の検証、見直しに努めてまいります。</p>